

# (写)

連兵25-314

2025年9月16日

兵庫県知事

齋藤 元彦 様

日本労働組合総連合会兵庫県連合会  
会長 那須 健

## 要 請 書

貴職におかれましては、県民の安全と生活の安心の確保に向け、日々ご尽力されておりまことには敬意を表します。

さて、わが国は33年ぶりに高水準となった昨年を上回る賃上げ実現により、経済も賃金も物価も安定的に上昇する経済社会に向けて一歩前進しました。その要因のひとつとして、全国各地で『政労使会議』が開催され、兵庫県においては、成長型経済の実現に向けて兵庫経済の好循環を加速させ、物価上昇を上回る賃上げ、労務費等の適切な価格転嫁、生産性の向上、投資の拡大に「オール兵庫」で取り組むとの『共同メッセージ』が実践された結果と言え、兵庫県をはじめとする関係団体の後押しは高く評価できます。

しかしながら、一方では少子高齢化や人口減少、格差の拡大と貧困の固定化などの構造的な課題が残り、さらには高止まりする物価が低所得者の生活と中小企業の経営基盤に影響を与え続けていることなど、日本経済の先行きは見通せない状況となっています。

連合がめざす社会は、誰もが公正な労働条件のもと、多様な働き方を通じて社会に参加でき、自己実現に挑戦できるセーフティネットが組み込まれている活力あふれる参加型社会であり、年齢や性、国籍の違い、障がいの有無などにかかわらず多様性を受け入れ、互いに認め、支え合い、誰一人取り残されることのない「働くことを軸とする安心社会」です。

連合兵庫では、その実現に向けた政策提言として、働く者、生活者の声を集め、「2026年度 連合兵庫の政策・制度要請」を別紙の通りとりまとめました。

この度の要請は、昨年度要請の進捗状況や働く人を取り巻く状況などを踏まえ、県民生活に関する幅広い視点から、7項目11点の重点項目をはじめ多岐にわたっておりますが、当面の県政運営および2026年度予算編成において反映いただきますよう要請いたします。

貴職におかれましては、本要請の趣旨をご賢察のうえ、ご対応をいただきますようお願い申し上げます。

以上

# 連合兵庫 2026年度兵庫県への政策・制度要請

日本労働組合総連合会兵庫県連合会

2025年9月16日

## 目次

<b>重点要請</b> .....	1
<持続可能で健全な経済の発展> .....	1
1. マイナンバー制度の定着と一層の活用 .....	1
2. 中小企業が自立できる基盤の確立.....	1
3. 公契約条例の制定による公契約の適正化.....	1
<雇用の安定と公正労働条件の確保> .....	1
4. 良質な雇用・就業機会の実現に向けた対応 .....	1
<安心できる社会保障制度の充実> .....	1
5. 切れ目のない医療を提供する体制の確立 .....	1
<社会インフラの整備・促進> .....	2
6. 持続可能で安心・安全な社会資本整備の推進 .....	2
<<くらしの安心・安全の構築> .....	2
7. 持続的な食料システムの実現に向けた取り組み .....	2
8. 総合的な防災・減災対策の充実 .....	2
<民主主義の基盤強化と国民の権利保障> .....	2
9. 地方議会の活性化と国民の権利保障に資する投票環境の整備について .....	2
10. 教育の機会均等の保障と学校の働き方改革の推進 .....	3
<男女平等政策> .....	3
11. ジェンダー平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し .....	3
<b>一般要請</b> .....	4
<持続可能で健全な経済の発展> .....	4
1. 中小企業が自立できる基盤の確立 .....	4
<安心できる社会保障制度の確立> .....	4
2. 生活困窮者自立支援体制の確立と子どもの貧困対策、生活保護の運営体制の改善・充実 .....	4
3. 利用者のニーズに応じた介護サービスの安定的な提供と介護人材の待遇改善・専門性の向上 .....	4
<<くらしの安心・安全の構築> .....	4
4. 消費者保護と倫理的な消費行動の推進 .....	4
<民主主義の基盤強化と国民の権利保障> .....	5
5. 支え合い・活気あるデジタル社会の構築と地方分権改革の推進 .....	5
6. 教育の機会均等の保障と学校の働き方改革を通じた質の向上 .....	5
<公正なグローバル化を通じた持続可能な社会の実現> .....	5
7. 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」にもとづいたビジネスと人権に関する取り組みの推進 .....	5
<男女平等政策> .....	5
8. ジェンダー平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し .....	5

## 重点要請

<持続可能で健全な経済の発展>

### 1. マイナンバー制度の定着と一層の活用

マイナンバー制度に対する国民の信頼回復に向けて、未だ生じる誤登録などの再発防止を徹底するとともに、個人情報管理体制をより一層強化すること。そのうえで、マイナンバーカードの普及促進をはかること。あわせて、デジタル行政の促進による国民の利便性の周知を徹底とともに、さらなる利便性向上をはかるため、行政手続きのデジタル化やマイナポータルの活用を促進すること。

【新規】※重点政策項目

### 2. 中小企業が自立できる基盤の確立

- (1) DXやGXなどの進展により起こり得る、産業・経済・社会への様々な変化について、企業における人的投資、設備投資、研究開発に対する支援を着実に実施すること。特に、雇用形態や企業規模にかかわらず、変化に対応した働く者の学び直しや企業主体の職業能力開発に対する支援を強化すること。【新規】※重点政策項目
- (2) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化を実現すること。あわせて、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の公共調達部門も含めた周知浸透と対応の徹底を働きかけること。また、「パートナーシップ構築宣言」の取り組みを推進・拡大するとともに、中小企業への各種支援策を拡充および周知し、手続きを簡素化するなど利用しやすい環境を整備すること。【新規】※重点政策項目

### 3. 公契約条例の制定による公契約の適正化

兵庫県は、県発注事業のサプライチェーンの事業者が労働者等に対し労働に見合った適切な賃金・報酬を支払うことにより、県発注事業の担い手と品質を確保し、地域経済の活性化に寄与することを目的に、労働条項（職種ごとに労務報酬下限額の定め）のある公契約条例を制定すること。また、県内自治体にも適切な公契約締結にむけて労務費等の適切な価格転嫁をはじめとする労働条項等について助言すること。【修正】

<雇用の安定と公正労働条件の確保>

### 4. 良質な雇用・就業機会の実現に向けた対応

ILO「仕事の世界における暴力とハラスメントの根絶」に関する条約の批准に向け、ハラスメントそのものを禁止する規定を創設すること。あわせて、ハラスメント被害にあった人が守られ、安心して相談できる窓口を設置するとともに、あらゆるハラスメント行為の防止にむけた研修や、相談窓口となる人への研修をおこなうこと。【新規】※重点政策項目（兵庫修正）

<安心できる社会保障制度の充実>

### 5. 切れ目のない医療を提供する体制の確立

安心・安全な医療の提供に必要な医療従事者の人員体制を確保するため、職場の魅力を高め、働き続けたいと思わせるよう継続的かつ体系的な取り組みを進めると共に、現場の声を反映し、処

遇や勤務環境の改善を通じて、現に働く人の定着をはかること。

【修正】※『地方のてびき』+兵庫補強

#### <社会インフラの整備・促進>

##### 6. 持続可能で安心・安全な社会資本整備の推進

「第2次交通政策基本計画」を引き続き着実に実行し、経済・社会の変化に的確に対応するとともに、国民生活や経済活動を支える社会基盤として、持続可能で強い交通・運輸体系を構築すること。また、交通・運輸を担う人材不足は深刻であり、地方鉄道では鉄道特有の技術や経験を持つ職員により列車の運行が支えられているが、近年は労働条件や業務内容を理由に他社や他業種への人材流出が顕著であり、事故・災害発生時等の緊急対応はおろか、日常のメンテナンス業務にも支障をきたしかねない状況となっている。一般路線バスにおいても運転士不足を理由に減便している路線があり、周辺で暮らす方々の生活にも大いに影響を与えている。タクシー運転手を含め計画的な人材確保に向けて、資格・免許の取得や技術・技能の習得など、その費用の支援をはじめ、人材育成や交通運輸産業への就業支援を行い、人材の定着や育成・労働条件向上のため、労務費の価格転嫁を実現するために必要不可欠な運賃改定への理解と機運の醸成を関係自治体にはかること。加えて、地域利用者の利便性向上と交通弱者の利用促進のため、鉄道・バスのダイヤの見直しや無人駅でも誰もが安全で安心して利用しやすい駅にするための改善策を関係企業へ要請すること。

【修正】(各市町要請)

#### <くらしの安心・安全の構築>

##### 7. 持続的な食料システムの実現に向けた取り組み

食品アクセス問題(買い物弱者)の解決をはかるため、買い物困難地域における移動販売などによる物理的アクセスの確保、フードバンク・子ども食堂の支援などによる経済的アクセスの確保を行うこと。【新規】※『地方のてびき』

##### 8. 総合的な防災・減災対策の充実

地域コミュニティの希薄化など、自然災害の被災地が抱える問題の複雑化・多様化を踏まえ、被災者が安心して生活を再建できるよう、アウトリーチ型の見守り機能や相談体制を含む重層的な支援を強化すること。激甚化・頻発化する自然災害に備え、早期復旧に向けたライフラインの整備、多様な意見を踏まえた個別避難計画の策定、避難所のあり方や住宅の確保など、人命を最優先にした防災・減災対策を推進すること。【新規】※重点政策項目(各市町要請)

#### <民主主義の基盤強化と国民の権利保障>

##### 9. 地方議会の活性化と国民の権利保障に資する投票環境の整備について

(1) 投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、海外赴任者の選挙権保障などの観点から、端末での電子投票を可能とすること。また、有権者の投票機会のさらなる確保のため、投票当日投票所の維持はもとより、共通投票所設置の拡大や期日前投票時間の延長、移動期日前投票所の拡充について、十分な人員配置と財政措置を講じるとともに、高齢者、障がい者、傷病者、妊婦などの選挙権保障のため、郵便等投票制度の手続きの簡素化を進めること。

**【新規】※重点政策項目**

(2) 若者の政治意識の醸成に向けて、義務教育段階から主権者教育を行うこと。

**【新規】※重点政策項目**

**10. 教育の機会均等の保障と学校の働き方改革の推進**

(1) ひとり親世帯やヤングケアラーなど多様で複合的な課題を抱える人への支援強化に向けて、支援する側の課題も把握しつつ、居住確保や子どもの学習・生活支援など重層的な支援体制を構築するとともに、現場を担う人材の確保に向けた待遇改善策の実行と財源を確保すること。

**【新規】※重点政策項目**

(2) 2021年以降、年々拡大している「教職員未配置」を早急に解消すること。【継続】

(3) 教職員が子どもと向き合う時間を確保し、きめ細かな教育を行うため、就学前教育から中等教育までの教職員やスタッフ職の配置増、少数職種を含む定数改善、教職員の待遇改善、部活動の学校から地域クラブ活動への着実な移行、外部人材の活用も含めた負担軽減、教職員の長時間労働の是正に向け、改正給特法の附則及び附帯決議に盛り込まれた具体策を早急に実施し、学校の働き方改革を実現すること。【新規】※重点政策項目＋兵庫修正

(4) 県教委「教育職員の業務量の適切な管理に関する措置等を定める規則」並びに「学校業務改善に関するガイドライン」や、あらたに定められた「全県共通目標及び取組」にもとづき業務削減につながる実効性ある取り組みを行うこと。また、「在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）」を遵守し、教職員の健康管理（メンタルヘルス）対策を推進すること。【修正】

**<男女平等政策>**

**11. ジェンダー平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し**

2025年3月に策定された「ひょうご困難な問題を抱える女性への支援計画」を着実に実行すること。また、民間団体との連携を通して、困難を抱える女性およびその恐れのある女性に対し、実効性ある多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

【継続】※ジェンダー平等・多様性推進委員会

## 一般要請

<持続可能で健全な経済の発展>

### 1. 中小企業が自立できる基盤の確立

ものづくり現場への就業意識を高めるため、小学校・中学校段階からのものづくり教育の履修時間の拡大と内容を充実させ、職場体験学習の機会を増やす支援をすること。【継続】※重点より移行

<安心できる社会保障制度の確立>

### 2. 生活困窮者自立支援体制の確立と子どもの貧困対策、生活保護の運営体制の改善・充実

- (1) 住宅確保が困難な者への居住に関する相談支援が明確化されたことを踏まえ、入居時・入居中・退去時に至るまで切れ目のない居住支援、住まい・入居後の生活支援の相談を強化すること。【継続】
- (2) 社会福祉従事者（介護労働者、障がい福祉サービス従事者、保育士等）をはじめ、医療従事者、幼稚園教諭、保育教諭、放課後児童支援員等の待遇および勤務環境の改善をはかり、職場定着のための支援強化や潜在従事者の復職支援を積極的におこない、人員体制を確保すること。【継続】

### 3. 利用者のニーズに応じた介護サービスの安定的な提供と介護人材の待遇改善・専門性の向上

- すべての介護人材の待遇改善を実現し、介護人材の専門性向上および人材の定着をはかること。
- (1) すべての介護労働者の賃金引き上げに向けて、事業所による介護職員等待遇改善加算の取得とともに、上位区分の加算取得を支援する。とりわけ加算未取得の事業所に対しては、個別相談も含め対応を強化すること。【継続】
- (2) 介護職員等待遇改善加算を算定する事業所が、加算を算定していることを労働者に対し文書により確実に周知するよう指導すること。【継続】
- (3) 2024年度介護報酬改定において、外国人介護人材にかかる人員配置基準上の取り扱いが見直されたことを踏まえ、他の職員の負担増でケアの質が低下したり、タイトな人員配置となって外国人介護職員の専門性向上が妨げられたりすることが生じないよう、適切な意思決定プロセス（労使協議を含む）の下で介護職員の意見が反映されるべきことについて、事業者へ周知徹底をはかること。【継続】

<<暮らしの安心・安全の構築>

### 4. 消費者保護と倫理的な消費行動の推進

消費者による行き過ぎたクレームや迷惑行為などのカスタマー・ハラスマントの防止に向けて、事業者に苦情や改善要望を申し立てる適切なコミュニケーションに関する消費者教育を行うとともに、社会的な合意形成をはかること。【継続】※重点より移行

<民主主義の基盤強化と国民の権利保障>

**5. 支え合い・活気あるデジタル社会の構築と地方分権改革の推進**

- (1) 国、県、市町の役割分担を明確にして地方分権改革・推進の立場で国と協議すること。また、「基礎自治体優先の原則」による住民の意思を反映した行政制度となる仕組みを整備すること。その際、保育、介護、児童養護、障がい者福祉、義務教育など、生存権や生命の安全の確保など、とりわけ人としての尊厳や子どもの成長に深く関わるサービスについては、国の最低基準の確保を前提とすること。【継続】
- (2) AI・IoTなどのさらなる活用をはじめ、経済・社会全体のデジタルインフラの整備を積極的に進めること。【継続】

**6. 教育の機会均等の保障と学校の働き方改革を通じた質の向上**

- (1) GIGAスクール構想における1人1台端末の対象を高校生まで拡大すること。  
【継続】※重点より移行
- (2) GIGAスクール構想など教育のICT化に向けて、GIGAスクール運営支援センターの広域連携により自治体間格差の解消をはかること。【継続】
- (3) 家庭の経済格差が子どもの教育機会の格差を生まないよう、小中学校における給食の無償化をはじめ、教育にかかる費用の無償化を推進し、社会全体で子どもの学びを支えること。【継続】

<公正なグローバル化を通じた持続可能な社会の実現>

**7. 国連「ビジネスと人権に関する指導原則」にもとづいたビジネスと人権に関する取り組みの推進**

公共調達や民間業務委託など県契約においても、ビジネスと人権に関する問題が発生し得ることを踏まえ、人権方針の策定や人権デューディリジェンスの実施、救済措置の整備など適切な策を講じること。

【修正】※重点より移行

<男女平等政策>

**8. ジェンダー平等の視点に立った社会制度・慣行の見直し**

- (1) 防災・復興に関する意思決定の場への女性の参画を推進とともに、防災の現場に置ける女性の参画を拡大するなど、内閣府の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に沿った取り組みを行うこと。【継続】※重点より移行
- (2) 改正民法(家族法)交付(2024年5月)から2年以内とされた施行までの間に、法務省が作成するQ&A形式の解説資料やパンフレットなどを活用し、共同親権について学校および病院をはじめとした関係機関に周知すること。また、共同親権の導入準備として、保育施設退所申請書の保護者署名欄を両親の自署が必要な様式に変更した自治体は、法務省に正しい法解釈を確認するとともに必要な対応を行うこと。その他の自治体においては、法を正しく解釈したうえで慎重に対応すること。【新規】※ジェンダー平等・多様性推進委員会